

## 附属学校園を活用した学部生・大学院生の行う研究に関する申合せ

令和元年12月11日学部・研究科合同委員会決定

第1 本申合せは、学部生・大学院生が附属学校園を活用した研究の遂行に必要な事項を定める。

第2 学部生・大学院生が附属学校園を活用した研究を行う場合、大学の指導教員と十分に検討を行った上で、研究内容と期間等について当該校園の教頭および担当教員と事前に相談し、了承を得るものとする。

第3 第2において了解が得られたならば、学部生・大学院生は附属学校園長に申請書を提出する。なお、申請書は、原則として研究を開始する1ヶ月前までに提出する。

同時に、附属教育実践総合センターにも申請書の写しを提出するものとする。

第4 附属学校園を活用した研究の遂行に当たっては、校園長の指示に従い、個人情報に関する守秘義務や校則などを遵守し、学校の教育活動にふさわしくない行為(政治活動、宗教活動など)はしない。

第5 学部生・大学院生は、学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険(略称「学研賠」)等に参加する。

第6 学部生・大学院生は、研究成果の概要(A4用紙1枚。厳守)を、終了後速やかに附属学校園および附属教育実践総合センターに提出するものとする。